

# 第 1 章 調査研究概要



## 第1章 調査研究概要

### 第1節 調査研究の背景・目的

職業能力開発体系（以下、「体系」という。）は、下記に示す職業能力開発促進法が定める「職業能力開発促進の基本理念」を具現化するため整備され、2つの体系から成っている。1つは産業・業種ごとの職務を遂行するために必要な職業能力（知識、技能・技術）を整理した職業能力の体系（以下、「能力体系」という。）である。もう一つは職業能力の開発及び向上のための教育訓練をどのように進めるかについて段階的かつ体系的（職務、課題、目標別などに整理した訓練コースや具体的なカリキュラム）に整理した職業訓練の体系（以下、「訓練体系」という。）である。

#### 基本理念(同法第三条)

「労働者とその職業生活の全期間を通じてその有する能力を有効に発揮できるようにすることが、職業の安定及び労働者の地位の向上のために不可欠であるとともに、経済及び社会の発展の基礎をなすものであることにかんがみ、この法律の規定による職業能力の開発及び向上の促進は、産業構造の変化、技術の進歩その他の経済的環境の変化による業務の内容の変化に対する労働者の適応性を増大させ、及び転職に当たっての円滑な再就職に資するよう、労働者の職業生活設計に配慮しつつ、その職業生活の全期間を通じて段階的かつ体系的に行われることを基本理念とする。」

体系は職業能力開発に関心の高い企業において、職務やその内容の明確化や教育訓練コースを設定する際の参考資料として活用されている。また、公共職業能力開発施設においても、訓練ニーズの調査や訓練カリキュラムを策定する際の参考資料としても活用されている。

特に能力体系については、職業生活における多様な職務内容を分析して職務遂行に必要な能力等を明らかにすることにより、中小企業等における段階的かつ体系的な職業能力開発の推進及び公共職業能力開発施設における訓練内容の充実を具現し、我が国の職業能力開発の推進に寄与することを目的に平成11年から業種毎の整備を進めている。これまで（令和4年度末まで）98業種の整備が行われ、平成28年度からは、能力体系がジョブ・カードにおける能力評価シートの作成に際し「汎用性のある評価基準」として公的なものと位置付けられており、ジョブ・カードへの活用も推進されているところである。しかし、経営環境や技術革新等の変化に伴い、職務内容は絶えず変化していることから新規整備だけでなく見直しも行ってきたところである。

今般、医療機器分野の体系整備を行った経緯は、平成27年度に政府関係機関移転基本方針（平成28年3月22日まち・ひと・しごと創生本部決定）において、『職業能力開発総合大学校の調査・研究機能のうち、航空機・医療機器・自動車分野の職業訓練に係る教材開発に関する機能を移転する。鳥取県の実施している企業研修への支援の取組み等を踏まえ、具体的な業務内容や連携手法について検討を進め、平成28年度中を目途に成案を得ることとする。』と決定されたことが背景にある。この決定により平成28年度に職業能力開発総合大学校（以下、「職業大」という。）を運営する独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下、「機構」という。）と鳥取県及び厚生労働省は、『職業能力開発総合大学校の調査・研究機能の一部移転について』の覚書<sup>1</sup>を取り交わし、その結果、職業大の基幹業務の1つである職業能力の開発・向上に関する調査・研究を担う基盤整備センターは、平成30年に鳥取県に一部移転するとともに9年計画で成長産業である上述の3分野の体系整備を行う調査・研究に取り組むこととなった。

このような経緯のもと、本調査研究では我が国の産業を支える高度産業人材の育成に資するため、地域の企業や関係機関との協同によって得られる成果、知見を活用し、医療機器分野の現場ニーズに即した実効的な体系の整備を行うことを目的としている。

なお、医療機器分野の能力体系の整備については令和3年度に実施し、その成果を以下の報告書に取りまとめている。

資料シリーズNo.74 医療機器分野における職業能力開発体系の整備  
－医療用機械器具製造業における「職業能力の体系」の整備－

---

<sup>1</sup> 当初の計画では平成30年度から自動車分野、令和3年度から航空機分野、令和6年度から医療機器分野であったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う産業の動向にかんがみ、令和2年度に『「職業能力開発総合大学校の調査・研究機能の一部移転について」の一部変更について』の覚書を取り交わし、令和3年度から医療機器分野、令和6年度から航空機分野の計画に変更した。

## 第2節 「職業能力開発体系」について

### 2-1 職業能力開発体系の様式

体系は、前述したとおり能力体系と訓練体系の2つで構成されている。また、図1-1のとおり体系データは7つの様式があり、体系の全体像を表す様式1、能力体系として様式2～4、訓練体系として様式5～7で構成されている。

なお、業種毎に整備した能力体系はモデルデータとして基盤整備センターのホームページで公開しており、事業主団体及び企業等において活用を図ることができる。

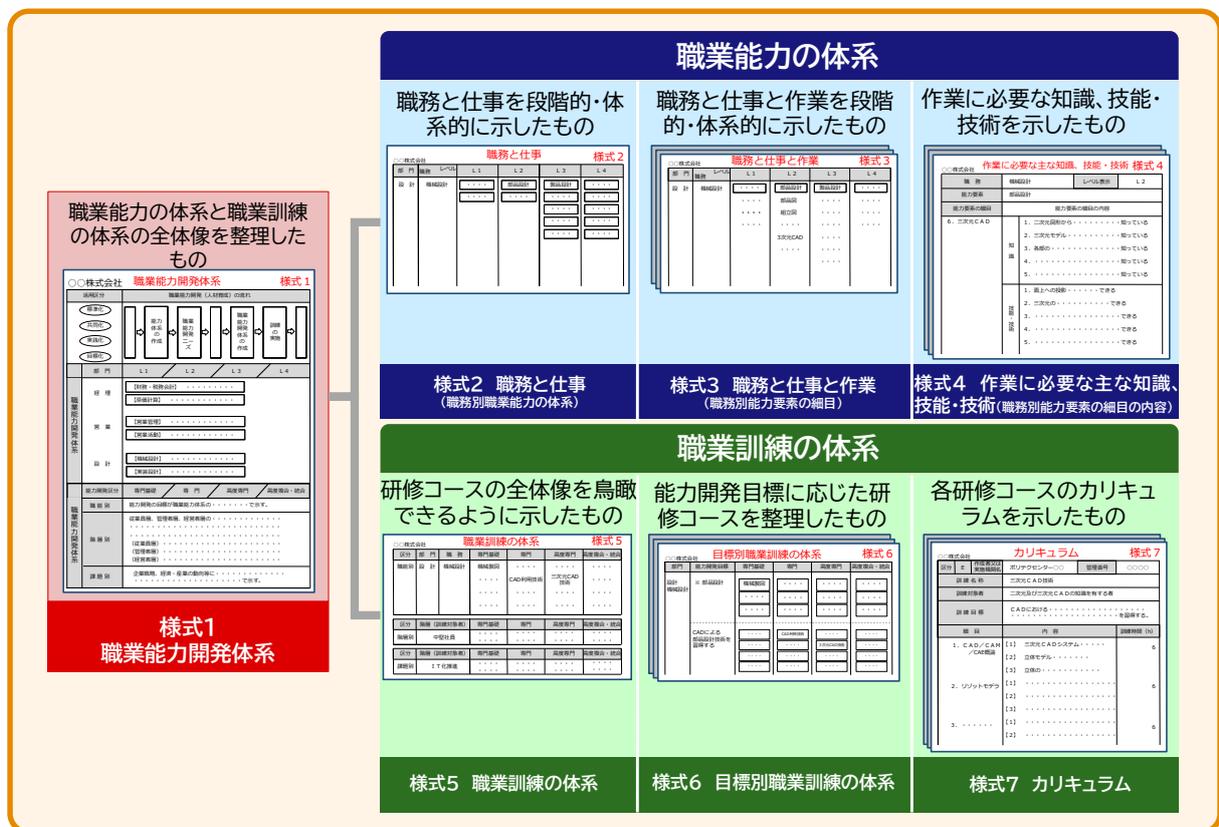


図1-1 職業能力開発体系の様式

### 2-2 職業能力開発体系の整備状況

業種毎の能力体系の整備は平成11年から始まり、これまで（令和4年度末まで）に整備した能力体系は98業種である。訓練体系については、平成24年度から平成27年度に20業種が整備されている。当時は、能力体系が整備された次の年度に訓練体系を整備していた。また、平成30年度から令和2年度にかけて行われた調査・研究「自動車分野における職業能力開発体系の整備」において令和元年度に自動車部分品・附属品製造業

における訓練体系を整備した。体系の整備状況は表1-1のとおりである。

表1-1 職業能力開発体系の整備状況（令和4年度末現在）

令和5年3月31日現在

分類	NO	業種名	整備状況			
			職業能力の体系	整備年度	職業訓練の体系	整備年度
01農業, 林業	01	米作・米作以外の穀作農業	○	21		
	02	野菜作農業(露地野菜)	○	21		
	03	野菜作農業(施設野菜)	○	22		
	04	酪農業	○	21		
	05	林業	○	22		
02建設業	01	土木工事業	○	16		
	02	造園工事業	○	17		
	03	建築工事業	○	R3		
	04	大工工事業	○	28		
	05	とび・土工・コンクリート工事業	○	29		
	06	鉄骨工事業	○	26	○	27
	07	鉄筋工事業	○	16		
	08	左官工事業	○	20		
	09	板金・金物工事業	○	R4		
	10	塗装工事業	○	20		
	11	床・内装工事業	○	24	○	25
	12	電気工事業	○	23	○	24
	13	電気通信工事業	○	24	○	25
	14	空調調和換気設備工事業	○	23	○	24
	15	給排水衛生設備工事業	○	23	○	24
	16	型枠工事業	○	27		
03製造業	01	肉加工品製造業	○	23		
	02	パン製造業	○	18		
	03	惣菜製造業	○	15		
	04	シャツ製造業	○	14		
	05	木製家具製造業	○	19		
	06	紙製容器製造業	○	16		
	07	印刷業	○	14		
	08	製本業	○	17		
	09	プラスチック製品製造業	○	R1		
	10	ガラス容器製造業	○	17		
	11	鋳鉄鋳物製造業	○	21		
	12	鍛工品製造業	○	20		
	13	非鉄金属素形材(鋳物・グイスト)製造業	○	22		
	14	機械鋸・刃物製造業	○	26	○	27
	15	鉄骨製造業	○	26	○	27
	16	金属プレス製品製造業	○	R2		
	17	金属熱処理業	○	17		
	18	物流運搬(マテリアル・ハンドリング)設備製造業	○	26	○	27
	19	建設機械製造業	○	25	○	26
	20	金属工作機械製造業	○	24	○	25
	21	機械工具製造業	○	21		
	22	金属プレス用金型製造業	○	23	○	24
	23	プラスチック射出成形用金型製造業	○	23	○	24
	24	計測機器製造業	○	24	○	25
	25	光学レンズ製造業	○	25	○	26
	26	集積回路製造業	○	14		
	27	電子回路基板製造業	○	20		
	28	電子回路実装基板製造業	○	21		
	29	民生用電気機械器具製造業	○	R2		
	30	情報通信機械器具(組込関連)製造業	○	19		
	31	通信機械器具・同関連機械器具製造業	○	R2		

(次ページへ続く)

分類	NO	業種名	整備状況			
			職業能力の体系	整備年度	職業訓練の体系	整備年度
	32	自動車部品・附属品製造業(※1)	○	30	○	R1
	33	食品機械・同装置製造業(※2)	○	27		
	34	包装・荷造機械製造業	○	27		
	35	配電盤・制御盤製造業	○	27		
	36	医療用機械器具製造業	○	R3	○	R4
04情報通信業	01	情報サービス業	○	R4		
05運輸業, 郵便業	01	一般貸切旅客自動車運送業	○	17		
	02	一般貨物自動車運送業	○	14		
06卸売, 小売業	01	各種商品卸売業	○	16		
	02	衣服卸売業	○	14		
	03	飲食品卸売業	○	16		
	04	酒類卸売業	○	14		
	05	建築材料, 鉱物・金属材料等卸売業	○	16		
	06	機械器具卸売業	○	16		
	07	その他の卸売業	○	16		
	08	百貨店, 総合スーパー	○	14		
	09	その他の各種商品小売業	○	15		
	10	婦人服小売業(チェーン店)	○	14		
	11	婦人服小売業(単独店)	○	14		
	12	料理品小売業	○	15		
	13	自動車小売業	○	14		
	14	電気機械器具小売業	○	14		
	15	ホームセンター	○	14		
07学術研究, 専門・技術サービス業	01	社会保険労務士事務所	○	20		
	02	建築設計業	○	12		
	03	測量業	○	26	○	27
	04	地質調査業	○	26	○	27
	05	非破壊検査業	○	25	○	26
	06	エンジニアリング業	○	26	○	27
08宿泊業, 飲食サービス業	01	旅館	○	14		
	02	ホテル	○	15		
	03	専門料理店(和食)	○	18		
09生活関連サービス業, 娯楽業	01	普通洗濯業	○	15		
	02	旅行業	○	14		
	03	葬儀業	○	17		
	04	ボウリング場	○	16		
	05	フィットネスクラブ	○	14		
10教育, 学習支援業	01	専修学校, 各種学校	○	18		
11医療, 福祉	01	訪問介護事業	○	16		
	02	有料老人ホーム	○	19		
12サービス業(他に分類されないもの)	01	産業廃棄物処分業	○	16		
	02	家具修理業	○	18		
	03	職業紹介業	○	15		
	04	労働者派遣業	○	15		
	05	ビルメンテナンス業	○	25	○	26
	06	警備業	○	14		

汎用(分野別)

13汎用	01	電気保全(メカトロ)分野	○	24		
	02	製造業 経営及び事務部門	○	25		
	03	製造業 営業部門	○	25		
	04	製造業 生産管理部門	○	25		
	05	サービス業 経営及び事務部門	○	25		
	06	サービス業 営業部門	○	25		
	07	サービス業 品質管理部門	○	25		
	08	建設業 経営及び事務部門	○	27		
	09	建設業 営業部門	○	27		
	10	建設業 施工管理部門	○	27		
	11	建設業 作業管理(施工部門)	○	27		

- ※1：03-32自動車部品・附属品製造業→①自動車機械部品製造業、②自動車電装品製造業に分類し整備していること。  
 ※2：03-33食品機械・同装置製造業→①自動機・ライン製造業、②流体食品・飲料加工プラント製造業に分類し整備していること。  
 ※3：平成24年度から、職業能力の体系の記載基準が変更となっていること。  
 ※4：平成30年度以前に整備した職業訓練の体系は、旧基準のカリキュラムモデルに基づき構成されていること。